

## 15 国土交通省

### (要旨)

#### (1) 政策評価の枠組み

- ① 平成 21 年度から 25 年度までの 5 年間を計画期間とする「国土交通省政策評価基本計画」(平成 21 年 3 月)及び 1 年ごとに定められる「国土交通省事後評価実施計画」に基づき、一般政策、個々の研究開発、個々の公共事業及び規制を対象に政策評価が行われている(注 1)。
- ② 一般政策については、事業評価方式による事前評価(政策アセスメント)、実績評価方式による評価(政策チェックアップ)及び総合評価方式による事後評価(政策レビュー)が行われている。3つの評価方式を相互に有機的に連携させ、国土交通省の主要な政策分野を対象として政策評価を実施することにより、政策のマネジメント・サイクルを有効に機能させ、成果を重視した行政運営を推進することとされている。
- ③ 個々の研究開発及び公共事業については、事業評価方式による事前評価及び事後評価が行われている。
- ④ 規制については、事業評価方式による事前評価が行われている。

(注 1) 評価書は、国土交通省ホームページで公表されている。

<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/index.html>

#### (2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価及び事業評価方式による事前評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

##### ア 現状

##### (ア) 実績評価方式による評価 13 件(46 施策目標、287 業績指標)

政策名「少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進」等 13 件(46 施策目標、287 業績指標)すべてについて、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている。

##### (イ) 事業評価方式による事前評価 40 件

事業名「民間賃貸住宅の家賃債務保証業等の適正化・紛争処理の円滑化に係る支援制度の創設」等 40 件のうち、得ようとする効果が具体的に特定されているものは、38 件(95.0%)である。

##### イ 今後の課題

##### (ア) 実績評価方式による評価

目標に関し達成しようとする水準がすべて数値化等により特定されており、今後もこの取組が進められることが期待される。

目標の達成度合いの判定方法(判定基準)に関しては、事前に判定基準を記すことができないものは、評価の際に判定根拠を記述することを徹底すること

が必要である。その一方で、判定基準を事前に記すことは、実績評価方式による評価の客観性を高める上で効果的であることから、あらかじめ具体的で明確なものとして示す取組を検討することが望まれる。

(イ) 事業評価方式による事前評価

得ようとする効果が具体的に特定されているものの割合は 95.0% (40 件中 38 件) と平成 20 年度の 36.5% (63 件中 23 件) に比べて大幅に増加しており、今後もこの取組が進められることが期待される。

(説明)

(1) 政策評価の枠組み

(基本計画等)

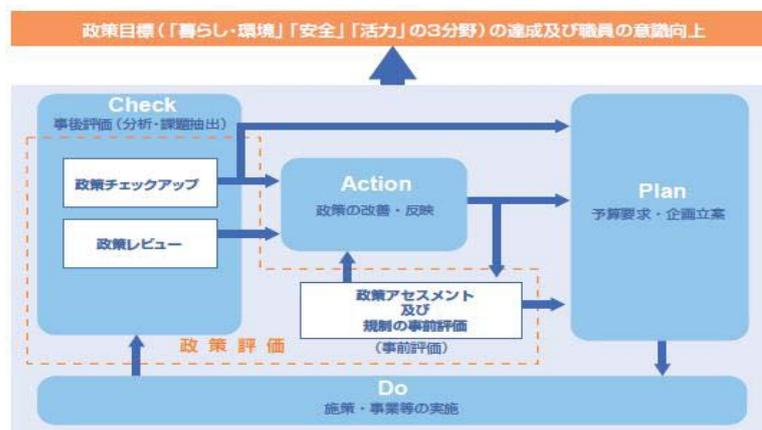
平成 21 年度から 25 年度までの 5 年間を計画期間とする「国土交通省政策評価基本計画」(平成 21 年 3 月) (注 2) 及び 1 年ごとに定められる「国土交通省事後評価実施計画」に基づき、一般政策、個々の研究開発、個々の公共事業及び規制を対象に政策評価が行われている。

基本計画において、国土交通省は、政策評価を実施することにより、評価の結果を新たな政策の企画立案に反映し、政策の改善策を検討することとし、また、これにより、「政策の企画立案 (Plan) → 実施 (Do) → 評価 (Check) → 政策の改善・反映 (Action)」という政策のマネジメント・サイクルを有効に機能させ、成果を重視した行政運営を推進することとしている。

政策評価の方式としては、「政策アセスメント」(事業評価方式による事前評価)、「政策チェックアップ」(実績評価方式による評価) 及び「政策レビュー」(総合評価方式による事後評価) の 3 つの方式を基本とし、図表 II-15-① のとおり、これらの方式を相互に有機的に連携させ、国土交通省の主要な政策分野を対象として政策評価を実施することとしている。

(注 2) 平成 21 年 1 月から 3 月までの間に実施された政策評価については、19 年度から 23 年度までの 5 年間で計画期間とする旧「国土交通省政策評価基本計画」に基づき実施されている。

図表 II-15-① 国土交通省における「政策のマネジメント・サイクル」



(注) 国土交通省のHPによる。

### (取組状況—一般政策についての政策評価)

一般政策については、図表Ⅱ-15-②のとおり、国土交通省の主要な政策分野を対象として、以下の方式による評価が行われている。

#### ① 事業評価方式による事前評価（政策アセスメント）

新たに導入を図ろうとする施策等及び既存の施策等のうち、その改正、廃止、緩和、延長等を図ろうとするものを対象とし、必要性、有効性、効率性等の観点から評価を実施し、施策等の導入の採否や選択等に資する情報を提供するとともに、政策意図と期待される効果を明確に説明する観点から行われる評価手法である。

#### ② 実績評価方式による評価（政策チェックアップ）

国土交通省の主要な行政目的に係る政策を対象とし、それらに関して横断的かつ体系的に整理したアウトカムの政策目標をあらかじめ設定し、それに対する業績を測定し、その達成度を評価する手法である。

#### ③ 総合評価方式による事後評価（政策レビュー）

国土交通省の政策課題として重要なもの、国民からの評価に対するニーズが特に高いもの、他の政策評価の実施結果等を踏まえ、より掘り下げた総合的な評価を実施する必要があると考えられるもの、社会経済情勢の変化等に対応して、政策の見直しが必要と考えられるものを対象とし、それらが目的に照らして所期の効果を上げているかどうかを検証するとともに、結果と施策等の因果関係等について詳しく分析し、課題とその改善方策等を発見する観点から行われる評価手法である。

### (取組状況—義務付け4分野の政策についての政策評価)

義務付け4分野の政策のうち、個々の研究開発については、図表Ⅱ-15-②のとおり、研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から独立行政法人研究機関、民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題を対象として、事業評価方式による事前評価及び事後評価が行われている。

個々の公共事業については、図表Ⅱ-15-②のとおり、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての国土交通省所管公共事業を対象として、事業評価方式による事前評価及び事後評価が行われている。

規制については、図表Ⅱ-15-②のとおり、法律又は政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする施策等を対象として、事業評価方式による事前評価が行われている。

図表Ⅱ-15-② 国土交通省における政策評価の取組

評価対象施策		事前評価	事後評価	
一般政策	政策 (狭義) ・ 施策 レベル	<p>&lt;事業評価方式&gt; 対象： ①新規の施策等（予算、税制、財投（政策金融を含む）、法令等） ②既存施策等の改正、廃止、緩和、延長等</p> <p>実施状況（平成）： 14年9月48件 15年7月49件、8月43件 16年8月95件 17年8月43件、8月56件 18年8月40件、8月42件 19年8月67件、8月11件 20年8月63件 21年8月49件、11月40件</p> <p>※規制に関するもの（注4） 実施状況（平成）： 19年3月9件、8月11件</p>	<p>&lt;実績評価方式&gt; 対象： 主要な行政目的に係る政策</p> <p>実施状況（平成）： 15年7月27件 16年8月27件 17年8月27件 18年8月27件 19年8月27件 20年8月13件 21年8月13件</p>	<p>&lt;総合評価方式&gt; 対象： ①政策課題として重要なもの ②国民からの評価に対するニーズが特に高いもの ③他の政策評価の実施結果等を踏まえ、より掘り下げた総合的な評価の実施が必要と考えられるもの ④社会経済情勢の変化等に対応して、政策の見直しが必要と考えられるもの</p> <p>実施状況（平成）： 15年4月11件 16年3月8件 17年3月5件 18年3月9件 19年3月3件 20年3月5件 21年3月4件、11月1件</p>
	事務事業 レベル			
義務付け4分野の政策	研究開発 事務事業 レベル	<p>（事前） 対象： 個別研究開発課題</p> <p>実施状況（平成）： 14年9月16件 15年4月13件、8月17件 16年3月23件、8月20件 17年3月8件、8月31件 18年3月28件、8月25件 19年3月25件、8月38件 20年4月36件、8月36件 21年3月34件、8月36件 11月2件</p>	<p>（中間） 対象： 研究開発期間が5年以上の課題及び期間の定めのない課題</p> <p>実施状況（平成）： 15年4月2件 8月1件 16年3月2件 8月1件 17年3月11件 18年3月3件 8月2件 19年3月4件 20年4月5件 21年3月1件</p>	<p>（事後） 対象： 研究開発が終了する課題</p> <p>実施状況（平成）： 15年4月13件 16年3月30件 17年3月10件 18年3月23件 19年3月21件 20年4月23件 21年3月27件</p>
	公共事業 事務事業 レベル	<p>（事前） 対象： すべての国土交通省所管公共事業（維持管理、災害復旧事業等を除く）</p> <p>実施状況（平成）： 14年9月36件 15年4月886件、8月27件 16年3月760件、8月28件 17年3月575件、8月15件 18年3月570件、8月26件 19年3月473件、8月38件 20年4月359件、5月75件 8月38件 21年3月488件、8月79件 11月1件</p>	<p>（再） 対象： 事業採択後5年間の経過した時点で未着工の事業、事業採択後10年間の経過した時点で継続中の事業等</p> <p>実施状況（平成）： 14年9月11件 15年4月1071件 8月42件 16年3月2461件 8月14件 17年3月926件 8月6件 18年3月899件 8月11件 19年3月746件 8月13件 20年4月644件 5月282件 8月57件 21年3月3,588件 7月18件 8月22件</p>	<p>（完了後） 対象： 事業完了後の一定期間（5年以内）が経過した事業及び改めて完了後の評価を行う必要のある事業</p> <p>実施状況（平成）： 16年3月164件 17年3月113件 18年3月156件 19年3月181件 20年4月118件 21年3月85件</p>

評価対象政策		事前評価	事後評価
義務付け分野の政策	規制	事務事業レベル	<p>(事前)</p> <p>対象： 法律又は政令の制定又は改廃による規制の新設又は改廃を目的とする施策等</p> <p>実施状況（平成）： 19年 10月 1件 20年 1月 4件、2月 4件 3月 2件、8月 2件 21年 1月 1件、2月 2件 3月 1件、6月 1件</p>
			<p>&lt;特徴&gt;</p> <p>国土交通省では、事業評価方式による事前評価、実績評価方式による評価及び総合評価方式による事後評価の3つの評価方式を基本とし、これらの方式を相互に有機的に連携させ、国土交通省の主要な政策分野を対象として政策評価を実施することにより、政策のマネジメント・サイクルを有効に機能させ、成果を重視した行政運営を推進することとしている。</p>

- (注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。  
2 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを示す。  
3 事業評価方式の事前評価については、概算要求に係る評価を修正したものも含む。  
4 規制については、平成19年10月1日以降事前評価の実施が義務付けられたことから、それ以前に行われた事業評価方式による事前評価について計上している。

## (2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価及び事業評価方式による事前評価について審査を行った結果は以下のとおりである（総合評価方式による事後評価についてはI-1-3、個々の研究開発の評価についてはI-2-1、個々の公共事業の評価についてはI-2-2参照）。

### ア 現状

#### (ア) 実績評価方式による評価

##### (審査の対象)

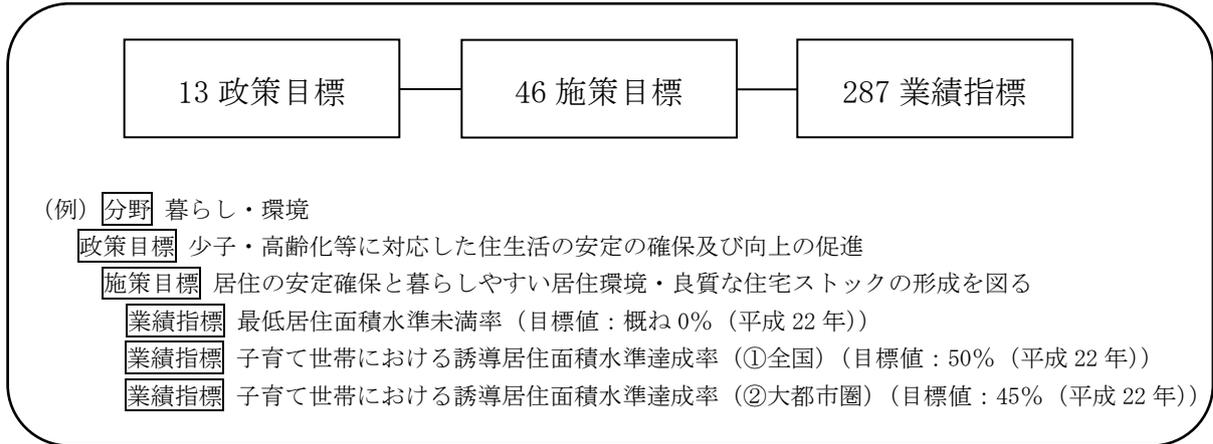
実績評価方式による評価が行われ、平成21年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された13件（46施策目標、287業績指標）を審査の対象とした。

##### (評価の設計)

国土交通省の主要な行政目的に係る政策は、「暮らし・環境」、「安全」及び「活力」の3分野に分類され、それらに関して横断的かつ体系的に整理したアウトカムの13の政策目標、その政策を実現するための具体的な方策や対策である施策に関して46の施策目標が明らかにされている。その上で、上記政策目標及び施策目標について、その達成度合いを測定する287の業績指標（注3）及び各業績指標に係る今後5年以内の目標値（業績目標）が設定されている（図表II-15-③参照）。評価は、施策の単位で実施されている。

(注3) 国土交通省では、例えば、「子育て世帯における誘導居住面積水準達成率（①全国）」及び「子育て世帯における誘導居住面積水準達成率（②大都市圏）」（図表II-15-③参照）といった業績指標は、種類別（全国、大都市圏）に分けて分類せず、1件としているため、総数は236となっている。

図表Ⅱ－15－③ 国土交通省における実績評価方式による評価の基本構造



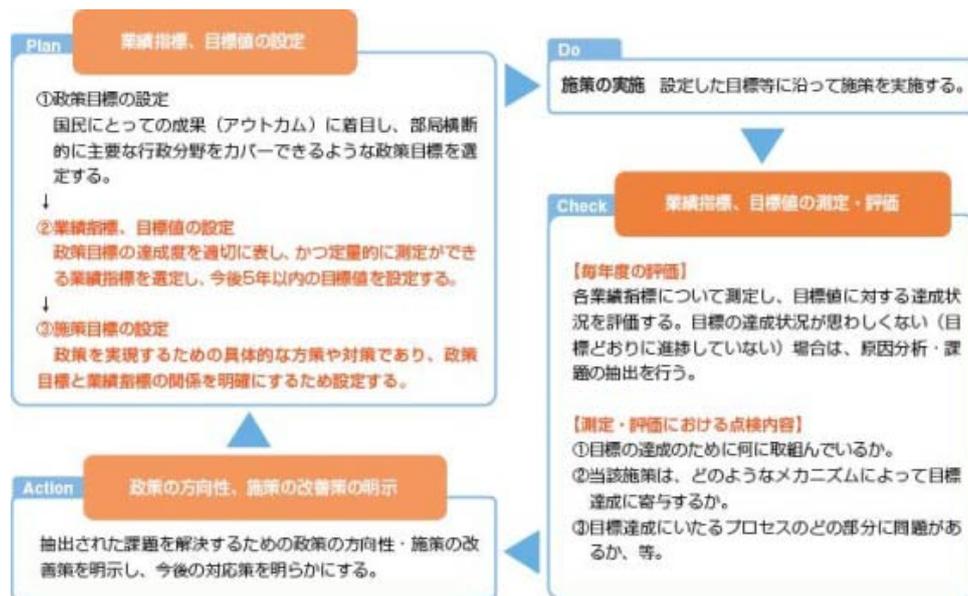
(注) 国土交通省の評価書を基に当省が作成した。

目標の達成度合いの判定については、各業績指標に関する測定の結果に基づき、当該指標に係る業績目標単位で行われている。また、判定方法に関して、評価の際にすべての業績指標について、その進ちょく状況等に関する評価を9つに区分（注4）して表示することとされている（図表Ⅱ－15－④参照）。

(注4) 以下の2つの分類（AからC及び1から3）の組合せで9つに区分

- A：業績指標の実績値が目標達成に向けた成果を示している
- B：業績指標の実績値が目標達成に向けた成果を示していない
- C：判断できない
- 1：施策の改善等の方向性を提示
- 2：現在の施策を維持
- 3：施策の中止（施策は継続するが、業績指標のみ廃止する場合を含む。）

図表Ⅱ－15－④ 実績評価方式による評価の実施手順



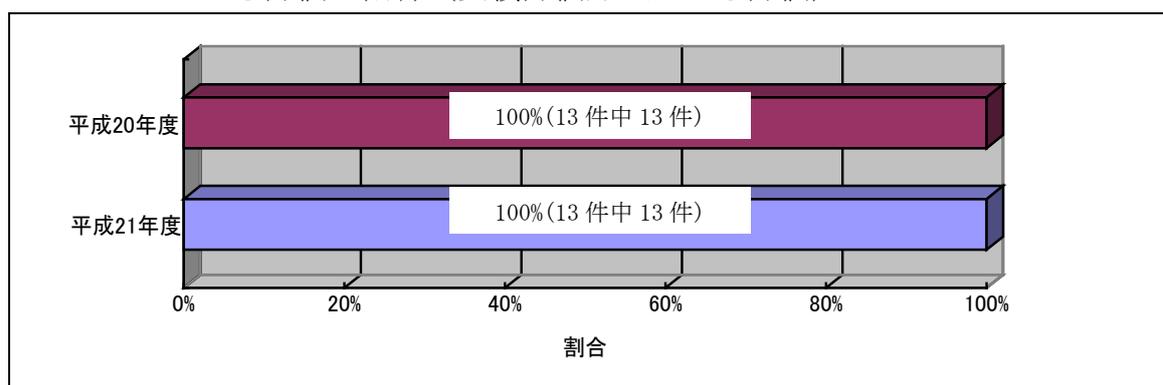
(注) 国土交通省のHPによる。

### (共通の点検項目による審査－取組の工夫がみられる点)

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式である。このため、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

目標の設定状況についてみると、図表Ⅱ－15－⑤のとおり、平成20年度に引き続き、評価が行われた13政策目標(46施策目標、287業績指標)すべてについて、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている。

図表Ⅱ－15－⑤ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合(実績評価方式による評価)



- (注) 1 国土交通省の評価書を基に当省が作成した。  
2 目標に関し達成すべき水準が数値化されている評価及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている評価の割合を表す。

### (特記事項－取組の工夫が求められる点)

前述のとおり、国土交通省では、評価の際にすべての業績指標について、その進捗状況等に関する評価を9つに区分して表示することとしているが、当該年度にどのような実績値を示せば、成果が上がっている、上がっていない、又は判断できないと判定するのかについての客観的な判断基準はあらかじめ明示されていない。

国土交通省では、政策レビュー「行政行動の改革－改革はどこまで進んだか」(平成19年3月23日省議決定)の結果を踏まえ、事前に中間年度の目標や判定基準を記せるものは記述し、できないものは判定根拠を記述することを徹底することで、分かりやすい記述に努めるとともに、特に実績値が目標値への伸びを示していないものでA(成果を示している)という評価をつけるものや、B(成果を示していない)として2(現状の施策を維持)の評価をつけているものはその判定根拠の説明の充実に努めることとしている。しかしながら、今回審査した評価書の中には、実績値が目標値への伸びを示していないもので「A」という評価をつけている業績指標や、「B－2」の評価をつけている業績指標であって、判定根拠の説明が不足している例もみられる。

## (イ) 事業評価方式による事前評価

一般政策については、事前評価における政策効果の把握の手法その他の評価の方法が必ずしも開発されているとはいえない状況の中で、事前評価が行われている。

### (審査の対象)

事業評価方式による事前評価が行われ、平成21年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された40件(注5)を審査の対象とした。これらは、平成22年度予算概算要求等に係る評価である。

(注5) 事業評価方式による事前評価については、平成21年8月に評価書が総務大臣に送付された後、22年度予算概算要求の組替えに伴う修正等が行われ、同年11月に改めて評価書が送付された。これを踏まえ、平成21年11月に送付された評価書を審査の対象とした。

### (評価の設計)

評価に当たっては、当該施策等が基本計画に掲げる政策目標のうちいずれの目標に係る達成手段に位置付けられるものかを明らかにした上で、その目標の達成手段としての当該施策等の妥当性を、必要性、有効性、効率性等の観点から評価している。その際、当該施策等を導入する必要性の検証には、「ロジカルフレームワーク(論理的分析手法)」と呼ばれる分析手法を用いている(図表Ⅱ-15-⑥参照)。

事前評価を行った施策等を事後の時点で評価・検証する場合は、可能であれば実績評価方式による評価又は総合評価方式による事後評価を実施するものとし、これらによることができない場合は、事後検証シートによる事後検証を実施することとしている(事後検証シートによる事後検証は、平成21年度の評価から新たに導入されたものである)。

図表Ⅱ-15-⑥ 事業評価方式による事前評価の実施手順



(注) 国土交通省のHPによる。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫がみられる点)

① 得ようとする効果の明確性

政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定することが必要である。

得ようとする効果が具体的に特定されているものは、図表Ⅱ－15－⑦のとおり、40件中38件（95.0%）となっている。得ようとする効果が具体的に特定されているものの割合を平成20年度と比較すると、20年度の36.5%（63件中23件）から21年度は大幅に増加している。これは、これまでは、実績評価方式による評価の関連する業績指標を明示することで、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのかが具体的に特定されていたが、事後検証シートによる事後検証の仕組みが導入されたことにより、関連する業績指標がない場合でも、事後検証で用いる検証指標を明示することによる特定が可能となったことによるものである。

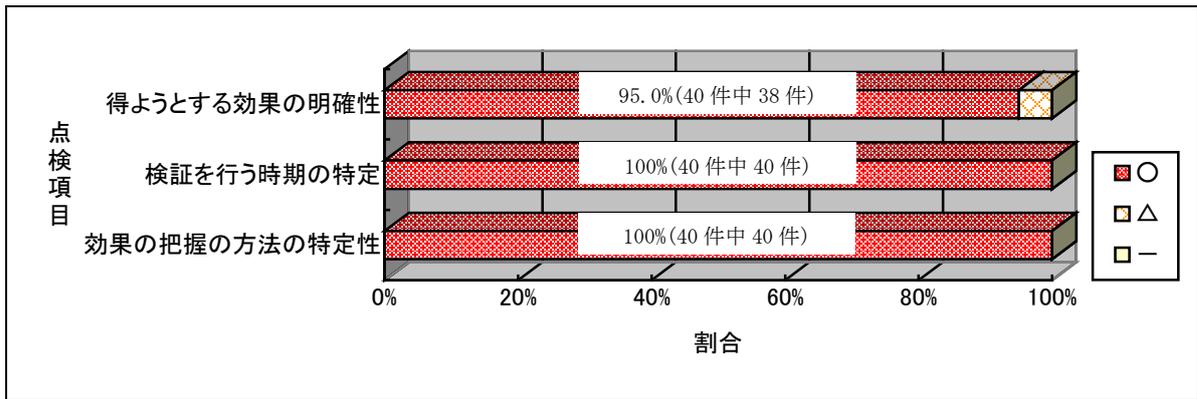
② 検証を行う時期の特定及び効果の把握の方法の特定性

事前評価を実施した政策について、事後に把握された政策効果の評価・検証を行い、それにより得られたデータや知見を以後の評価や政策の企画立案に活用していくことが有益であり、着実に事後の評価・検証を実施していく必要がある。

また、政策効果が発現した際に、いつ、どのような方法で把握・測定するのか、その手立てを事前評価の時点で明らかにしておくことは、事後的検証を適切に行うためには不可欠である。

図表Ⅱ－15－⑦のとおり、40件すべてについて事後的検証を行う時期及び政策の効果の把握の方法が特定されている。

図表Ⅱ－15－⑦ 共通の点検項目別の審査結果（事業評価方式による事前評価）



(注) 1 国土交通省の評価書を基に当省が作成した。

2 「得ようとする効果の明確性」

「○」は、得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「－」は、得ようとする効果についての記載がないものを表す。

3 「検証を行う時期の特定」

「○」は、当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されているものを表す。「△」は、事後的検証を行うこととはしているが時期が特定されていないもの、又は当該政策（施策や事業）の一部についてのみ時期が特定されているものを表す。「－」は、事後的検証を行うことが明らかにされていないものを表す。

4 「効果の把握の方法の特定性」

「○」は、政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものを表す。「△」は、効果の把握の方法が不明確なものを表す。

## イ 今後の課題

### (ア) 実績評価方式による評価

目標に関し達成しようとする水準がすべて数値化等により特定されており、今後もこの取組が進められることが期待される。

目標の達成度合いの判定方法（判定基準）に関しては、事前に判定基準を記すことができないものは、評価の際に判定根拠を記述することを徹底することが必要である。その一方で、判定基準を事前に記すことは、実績評価方式による評価の客観性を高める上で効果的であることから、あらかじめ具体的で明確なものとして示す取組を検討することが望まれる。

### (イ) 事業評価方式による事前評価

得ようとする効果が具体的に特定されているものの割合は 95.0%（40 件中 38 件）と平成 20 年度の 36.5%（63 件中 23 件）に比べて大幅に増加しており、今後もこの取組が進められることが期待される。